

# 平成30年度 第10回庁議要旨

日時：平成30年8月21日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員の見直しについて（健康部）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法等が改正され、これまで国の法令で定められていた介護保険の居宅サービス及び施設サービスの指定基準が都道府県及び市町村の条例で定めることとされた。

また、この法律の施行に伴う厚生労働省関係省令において、地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員が4人以下から1人に改正されたが、居室の定員は、地方公共団体が地域の实情に応じて条例で定めることが可能とされている。

一般の介護サービスにおけるニーズの多様化に対応するため、石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員の見直しを行うもの。

#### (1) 主な内容

居室の定員については、これまで国に準拠し1人としていたが、地域の实情を踏まえ市長が必要と認めた場合は4人以下とすることができるよう見直しをするもの。

#### (2) 今後の予定

平成30年 9月 市議会第3回定例会へ石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案  
(公布の日から施行)

11月 地域密着型介護老人福祉施設の指定候補事業者の選定

平成31年度 地域密着型介護老人福祉施設の施設整備着工、指定、開設

### 2 地域生活支援事業の基準額改定について（福祉部）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による自立支援給付（障害福祉サービス）と国県補助による地域生活支援事業が規定されている。

地域生活支援事業において各事業所が提供する地域生活支援サービスの費用は、市町村によりその基準額を決定している。基準額の決定に際しては、自立支援給付及び介護保険法に規定される類似したサービスの費用を基に算定しており、平成30年4月1日付けで障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定が行われている。

法定サービスである自立支援給付及び介護保険法に規定されるサービスの報酬改定が行われており、その報酬単価を基に算定している地域生活支援サービスの基準額を見直すことで、他の制度

との整合性を図るもの。

(1) 主な内容

① 障害者総合支援法の報酬単価改定に伴う基準額の改定

地域活動支援センター事業

日中一時支援事業

移動支援事業

② 介護保険法の報酬単価改定に伴う基準額の改定

訪問入浴サービス事業

(2) 今後の予定

平成30年9月 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱、石巻市障害者移動支援事業実施要綱及び石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正  
(平成30年10月1日施行)

3 石巻トレーニングセンターの供用開始について（建設部、教育委員会）

石巻トレーニングセンターについては、平成29年から整備を進めており、平成30年3月末に建屋が完成している。

平成30年第2回定例会において財産（トレーニング機器）の取得が承認され、トレーニングに要する設備が整うことから、平成30年12月から供用を開始する。

石巻トレーニングセンターを整備し、恒常的にトレーナーによる指導が受けられる環境を市民に提供することで、市民のスポーツへの参加意欲を高め、スポーツの習慣化による健康増進及びスポーツ実施率の向上を図るもの。

(1) 主な内容

石巻トレーニングセンターについて

「施設名」・「使用料」・「供用日・供用時間」等を新たに制定する。

① 施設概要

施設名称 : 石巻トレーニングセンター

施設の所在 : 石巻市南境字新小堤18番地

建物構造 : 鉄骨造

延床面積 : 626.33㎡

② 使用料

区分	単位	金額
一般（個人使用）	1回	500円
	回数券（11回分）	5,000円
大学生（個人使用）	1回	300円
	回数券（11回分）	3,000円
高校生（個人使用）	1回	200円
	回数券（11回分）	2,000円

③ 供用日・供用時間

供用日	供用時間
4月1日から3月31日まで	午前9時から午後9時まで

※12月29日から12月31日までは休業

※毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日、1月1日から1月3日の供用時間は午前9時から午後5時まで

④ 総合運動公園全体の供用時間

区分	改正前	改正後
4月1日から11月30日まで	午前5時から午後9時まで	午前5時から午後9時まで
12月1日から3月31日まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後9時まで

(2) 今後の予定

平成30年 9月 市議会第3回定例会に石巻市都市公園条例の一部改正を提案

(平成30年12月1日施行予定)

石巻市都市公園条例施行規則の一部改正

(平成30年12月1日施行予定)

12月 石巻トレーニングセンター供用開始

[報告事項]

1 石巻ガス株式会社との高齢者見守りへの協力に関する協定締結について（福祉部）

高齢者世帯の増加に伴う社会貢献活動の一環として、職員等が訪問業務の範囲に行う「高齢者の見守り」への協力について石巻ガス株式会社から本市へ申出があり、協定締結に向けて協議を重ねてきた。

石巻ガス株式会社の訪問業務を通じて、高齢者の孤立死等の防止の見守り活動に協力してもらうことにより、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(1) 主な内容

【協力内容】

- ・石巻ガス株式会社が行う訪問業務を通じて、訪問先で異変等を発見した場合に本市へ連絡する。
- ・緊急性が高いと思われる場合には、救急車の手配や警察への連絡を行う。

(2) 今後の予定

平成30年9月3日 協定締結式

2 あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について（産業部）

第2種寄磯漁港の係留施設用地の造成を行うに当たり、公有水面の埋立てを行っている。

係留施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるもの。

(1) 主な内容

公有水面埋立法により開始した、第2種寄磯漁港の係留施設用地の造成が竣功したことに伴う宮城

県からの通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を本市の区域内に生じた土地として確認するとともに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。

**【市域編入区域】**

- 埋立区域 ア) 石巻市寄磯浜前浜 1 1 3 番、1 1 6 番に隣接する公有水面  
イ) 石巻市寄磯浜前浜 1 1 6 番及び平成 2 8 年 2 月 2 6 日付け宮城県（水整）指令第 8 6 号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面
- 埋立面積 ア) 7 3 6 . 9 3 平方メートル  
イ) 1 0 3 . 9 1 平方メートル
- 竣功認可日 平成 3 0 年 7 月 1 7 日（ア、イ）

(2) 今後の予定

平成 3 0 年 9 月 市議会第 3 回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について提案

**3 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）**

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、平成 3 0 年度入学者まで毎年度延長してきた。

県立学校と同様に平成 3 1 年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、平成 3 1 年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。

**【免除内容】**

- ・平成 3 0 年度中に実施される入学者選抜手数料
- ・平成 3 1 年度分の入学金
- ・平成 3 1 年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料

(2) 今後の予定

平成 3 0 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正を提案（公布の日から施行予定）

平成 3 1 年 1 月 3 1 日 平成 3 1 年度入学者前期選抜  
2 月 8 日 合格発表  
3 月 6 日 平成 3 1 年度入学者後期選抜  
3 月 1 4 日 合格発表  
3 月 2 5 日 入学説明会

#### 4 平成30年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、2名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的とする。

##### (1) 主な内容

「石巻市教育振興基本計画実施計画」掲載事業のうち、平成29年度に実施した「石巻市総合計画実施計画」及び「石巻市震災復興基本計画実施計画」への掲載事業から、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で11事業、社会教育・保健体育分野で4事業の合計15事業を選定し、点検及び評価を実施した。

##### 【点検・評価の実施方法】

- ① 教育委員会各課において、対象事業における取組実績、成果等の自己点検及び評価を行う。
- ② 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ③ 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

##### (2) 今後の予定

平成30年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出、ホームページへ掲載

##### [その他]

- ・改元に伴う元号表記等の文書事務について（総務部）

以 上